

農林水産省におけるスマート農業技術の 活用の促進に向けた取組について

スマート農業技術の活用の促進に向けた取組の進捗状況

基本方針

- ◎ 食料・農業・農村政策審議会企画部会スマート農業技術活用促進小委員会において調査・審議(令和6年7月31日)の上、答申(令和6年9月2日)
- ◎ 10月1日の法施行に向け9月30日公表予定

予 算

- ◎ スマート農業技術活用促進法に基づく認定事業者に対して、環境整備や各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行うため、令和7年当初予算にて「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」を要求

協議会

- ◎ 多様なプレーヤーが参画し、関係者とのマッチング支援、情報の収集・発信・共有、スマート農業技術の指導・習得・サポート、相談等を行うスマート農業技術活用促進協議会(仮称)を設置(10月の法施行後を予定)
- ◎ 協議会の機運を醸成するため、有識者による講演及びパネルディスカッションを含む準備会合を開催予定(令和6年9月30日)

基本方針（案）の概要

第一 生産方式革新事業活動の促進に関する事項

<生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標>

スマート農業技術の活用の効果を十分に発揮させ、農業所得の向上等を通じた農業の持続的な発展につなげていく重要性等を踏まえ、生産方式革新事業活動を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上させることとする。

<生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項>

【生産方式革新事業活動の主な内容】

- ・その行う農業のおおむね過半で実施すること等により費用対効果を確保できる規模で取り組むこと。（2以上の農業者等で行うことが望ましい。）

【生産方式革新事業活動の促進に資する措置の主な内容】

- ・農業者との継続的な取引の下で、スマート農業技術活用サービスの提供又は農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入に取り組むものであること。

【生産方式革新事業活動の目標】

- ・農業の労働生産性の5%以上向上させる目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農業所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと。（実施期間の終了の後、生産方式革新事業活動の効果を踏まえ、その行う農業の概ね全部で取り組むことが望ましい。）
- ・農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・関係地方公共団体等との連携を図ること等により、各種施策と調和して行われるものとする。（例：地域計画との調和等）

第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要であるため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

第二 開発供給事業の促進に関する事項

<開発供給事業の促進の意義及び目標>

農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発及び供給を迅速に行う重要性等を踏まえ、スマート農業技術等を対象とした開発供給事業を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

各営農類型等ごとに、省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、令和12年度までにスマート農業技術等を実用化することにより、生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を構築する。

<開発供給事業の実施に関する基本的な事項>

【開発供給事業の主な内容】

- ・国が示す開発供給事業の促進の目標の達成に資するものであること。
- ・農作業の慣行的方法と比べて品質又は費用の面で、優位性を有すること。
- ・農業者が継続してスマート農業技術等を適切に使用できるよう必要な措置を実施するものであること。

【開発供給事業の目標】

- ・開発を行うスマート農業技術等による機能又は効果と当該技術の普及に関する目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業技術等の導入等の費用や効果等の情報提供を行うこと。

第四 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項

国は、関係者と一体となって、次の事項に留意しつつ、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に推進する。

- ・関係府省庁連絡会議を通じたスマート農業技術の活用の促進に関する取組の推進
- ・スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備
- ・スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保
- ・スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用等
- ・地方公共団体等との連携及び協力
- ・関係する予算事業上の措置
- ・研究機構を中心とした産学官連携の強化
- ・関連施策との連携強化

<対策のポイント>

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術等の開発・供給支援

- ① 果樹・野菜等、現場ニーズが高く高難度のスマート農業技術の開発を支援するとともに、民間研究開発の加速化に役立つ農研機構による基幹的・基盤的技術の研究開発を支援します。
- ② サービス事業者等を介したスマート農業技術の実装を進めるため、導入効果を発揮させる栽培や技術の運用方法を検証し、標準手順作業書（SOP）を作成するための研究開発を支援します。
- ③ スマート農業技術の推進に資する機械作業適性品種の開発等を支援します。

2. スマート農業技術導入による生産方式革新支援

- ① スマート農業技術等の導入とその機械稼働率の向上などを通じた、農業者や農業支援サービス事業者による農産物の生産・流通・販売方式を転換する取組等に対し、ソフト・ハードの一通貫の支援を実施します。
- ② 地域計画の実現に向けて、目標地図に位置付けられた担い手が経営改善に取り組む場合に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

3. 農業支援サービス事業者の育成支援

- ① 農業支援サービスの事業環境の整備に向け、サービスごとの標準的な作業工程等の策定、サービス事業の起業の手引き等の作成、サービス事業者間の連携の場づくりを支援します。
- ② 農業支援サービス事業者の新規参入、新規ビジネスの確立、サービス提供に必要な農業用機械の導入等を支援します。

4. スマート農業技術の活用を促進するための環境整備支援

- ① 農地の大区画化等のほか、農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② 農業大学校や農業高校等の学生や農業者等がスマート農業について体系的に学んだり、学び直せる環境整備を支援します。
- ③ スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、公的研究機関等によるネットワークを構築し、知財マネジメントを効果的に強化できる取組等を支援します。
- ④ 農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等を整備します。
- ⑤ 生産サイド、開発サイド双方の関係者が参画する協議会を立ち上げ、協議会が行う情報収集・発信・共有、マッチング等の活動を支援します。

<事業イメージ>

開発供給事業関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・スマート農業技術活用促進総合対策
- ・スタートアップへの総合的支援
- ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業
- ・野菜種子安定供給対策事業

生産方式革新事業活動関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金）
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
- ・持続的生産強化対策事業（果樹農業生産力増強総合対策等）
- ・みどりの食料システム戦略推進総合対策
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

社会実装の下支え

環境整備関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
- ・農業教育高度化事業
- ・スマート農業教育推進
- ・ロボット技術安全確保策検討
- ・畜産情報活用強化対策

連携事業

- ・農業農村整備事業、農地耕作条件改善事業
- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・戦略的研究開発知財マネジメント強化事業
- ・農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化（施設整備費補助金）
- ・スマート農業技術活用促進協議会の創設
- ・社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化・規格活用推進事業のうち国際標準の議論への積極的・戦略的な関与

スマート農業技術活用促進総合対策

【令和7年度予算概算要求額 6,990（1,212）百万円】

＜対策のポイント＞

ロボット、AI、IoT等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とするスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

スマート農業技術の開発と、開発技術の供給を加速化する取組を支援します。

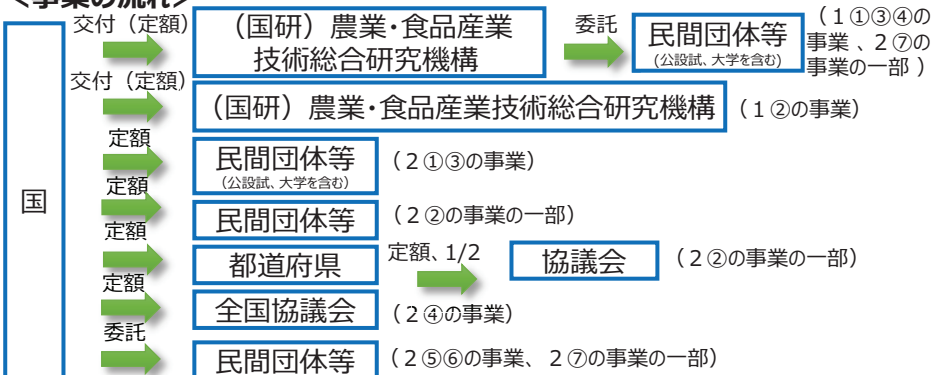
- ①重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
- ②重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
- ③技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
- ④スマート生産方式SOP作成研究

2. スマート農業普及のための環境整備

スマート農業を普及させるための環境整備を行います。

- ①農林水産データ管理・活用基盤強化
- ②データ駆動型農業の実践・展開支援事業
- ③農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討
- ④データ駆動型土づくり推進
- ⑤スマート農業教育推進
- ⑥次世代の衛星データ利用加速化事業
- ⑦スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

＜事業の流れ＞



技術開発・供給

実装・普及に向けた環境整備

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

- ①民間事業者による重点開発目標に沿った品目ごとの特性に応じた技術の開発・製品化
【例】レタス収穫ロボット 【例】ブドウの管理作業ロボット
- ②農研機構による品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）の開発
【基幹的技術の例】汎用型ベース機 【基盤的技術の例】AI開発用教師データ
- ③技術開発メーカーやサービス事業者等による技術の質的向上（汎用化、精度・ユーザビリティの向上）や技術に適合した新たな栽培方法の確立
収率率の向上 自動化技術に適合した樹形への転換方法
- ④研究コンソーシアムによる技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者等を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成
【SOPの例】自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立、アプリ化

2. スマート農業普及のための環境整備

- ①データ連携による新たなサービス開発を支援
サービス事業者が利用する営農管理システムの開発を支援
サービス事業者 農業者
- ②分析機器の活用 データ収集
生産性・収益向上に結びつける体制づくり等
- ③ロボット農機（無人）
遠隔監視によるロボット農機の安全技術等の検証及び安全確保策の検討
- ④データ駆動型土づくり推進
データ蓄積 → 土壌診断 → 反映 → AIによる診断 → 処方箋 → 効果検証
- ⑤スマート農業教育推進
オンライン講座、体験型研修
- ⑥衛星データの新たな活用可能性の調査
技術の横展開の支援
・衛星画像の購入/解析
・利活用のマニュアル作成
・利活用事例の情報発信 等
- ⑦スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営
生産方式の革新 協議会 技術等の開発・供給

スマート農業の社会実装・実践

スタートアップへの総合的支援

【令和7年度予算概算要求額 600（270）百万円】

＜対策のポイント＞

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度※のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。あわせて、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関する能力向上をサポートします。

※スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによる我が国のイノベーション創出の促進を目的とした省庁横断的な制度（Small/Startup Business Innovation Research）。

＜事業目標＞

終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

SBIR制度のもと、これまで推進してきた産学官連携の枠組みと連携しながら、スタートアップ等による研究開発・事業化を目指す取組や、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上を支援します。

1. スタートアップ等が行う研究開発・事業化を目指す取組の支援

発想段階から事業化準備段階までの取組を切れ目なく支援します。さらに、優れたスタートアップを創出するための環境づくりとして、事業化前の取組を加速的に促進して速やかな自立に繋げるため、実用化段階（フェーズ2）及び事業化準備段階（フェーズ3）の支援を拡充します。

【フェーズ0、1：上限10百万円/年、フェーズ2：上限20百万円/年、フェーズ3：上限50百万円/年】

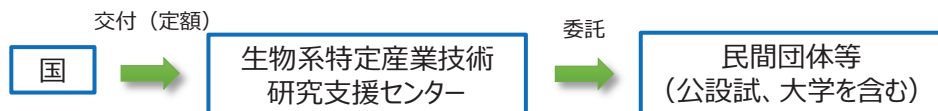
2. スーパーアグリクリエーター発掘支援

将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究起業家としての能力向上を支援します。

3. プログラムマネージャー等による伴走支援等

事業化に関する知見・経験を豊富に有するプログラムマネージャー等が行う、経営人材・事業会社・ベンチャーキャピタル等とのマッチング、メンタリングを通じた知財・ビジネス化・資金調達等への支援、ピッチコンテスト開催などの伴走支援の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

フェーズ0
（発想段階）

フェーズ1
（構想段階）

フェーズ2
（実用化段階）

フェーズ3
（事業化準備段階）

【研究開発・事業化の取組の内容】

技術シーズ
創出

実現可能性調査
や概念実証

事業化に向けた試作品
作成や技術改良、事業
計画策定等の準備

使用環境条件
での技術実証

【支援内容】

スタートアップ、
中小企業、大
学、公設試等

発想段階から事業化準備段階まで切れ目なく
プログラムマネージャーが伴走支援

社会実装・
事業化へ

ピッチコンテストの
開催

セミナーや研修等
の実施

知財・法務・起業・
ビジネス化などの専門
家によるメンタリング

経営人材、VC
や事業会社との
マッチング

優秀な若手人材の発掘・能力向上支援

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

【令和7年度予算概算要求額 3,054（1,804）百万円】

<対策のポイント>

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発を国主導で推進します。また、研究成果の社会実装に向け、知財の活用を見据えた研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化など研究開発環境の整備を実施します。

<事業目標>

- 重要課題に対応する技術を開発し、農林漁業者等がその開発された技術を実践【令和11年度まで】
- 知財マネジメントの強化、アウトリーチ活動の展開により、農林水産業・食品産業にイノベーションを創出【令和11年度まで】

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 研究開発

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、国主導で実施すべき重要な分野について、戦略的な研究開発を推進します。

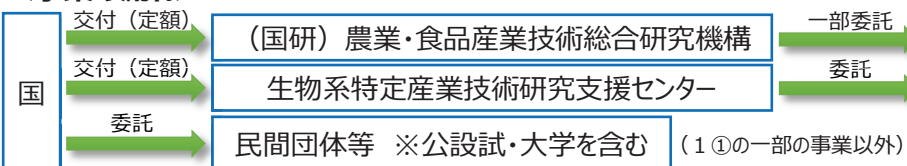
- ① **新品種開発研究**
生産性向上や気候変動等に対応する新たな品種等の研究開発を推進
- ② **環境負荷低減対策研究**
みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発を推進
- ③ **気候変動適応研究**
温暖化に対する適応技術や新品目の適地適作予測等の研究開発を推進
- ④ **競争力強化研究**
生産性の向上や輸出の拡大等の現場ニーズを踏まえた、競争力強化に資する研究開発を推進
- ⑤ **革新的技術創出研究**
バイオテクノロジー等の革新的な技術の創出に資する研究開発を推進

2. 環境整備

研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財の活用を見据えた研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化やアウトリーチ活動の展開等の環境整備を行います。

- ① **戦略的研究開発知財マネジメント強化事業**
- ② **海外・異分野動向調査**
- ③ **みどりの食料システム戦略実現のためのアウトリーチ活動の展開**

<事業の流れ>



新品種開発研究



高温により、トマトの裂果が増加



(写真：農研機構) 小麦の粒数を増やして多収化

【研究内容】

- ・産学官の連携により、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現に対応した革新的な特性を持つ新品種を効率的に開発 等

【期待される効果】

- ・気候変動下における食料安全保障、および持続可能な食料システムの構築を確実なものとし、輸出産業も活性化 等

環境負荷低減対策研究



【研究内容】

- ・栄養供給や病害抑止を増進させる有機物の新たな施用技術の開発、および土壌生物性の指標化を合わせて進めることで、土壌生物機能のフル活用に資する有機物施用法の意思決定手法を確立 等

【期待される効果】

- ・微生物機能のフル活用により、リン等の効率的利用や土壌病害抑止が図られ、化学肥料・農薬の使用量の大幅削減に貢献 等

気候変動適応研究



【研究内容】

- ・温暖化「デメリット」への適地適作マップ 応策（被害・水資源予測と水管理等の適応策）と温暖化「メリット」の利用策（5-10年先の新品目の適地適作情報のマップ化等）を開発 等

【期待される効果】

- ・気候変動の影響を受け難い産地を形成
- ・新品目の導入により産地活性化・生産者の収益向上に貢献 等

競争力強化研究



【研究内容】

- ・マウス毒性試験に代わる、STX（サキシトキシン）鏡像異性体等を用いたホタテガイ等の麻痺性貝毒の正確な濃度決定手法を開発 等

【期待される効果】

- ・EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、輸出拡大を実現 等

革新的技術創出研究



【研究内容】

- ・スギ花粉の実用化に向けた作用機序の解明、理論を裏付ける安全性・有効性のデータの取得 等

【期待される効果】

- ・スギ花粉症の根治につながるスギ花粉の実用化
- ・農産物を活用した新たな事業の創出 等

<対策のポイント>

野菜種子は、**安定供給のため**、日本の種苗会社が**世界各地に分散して生産し供給**しています。近年の食料生産との競合や気候変動、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、**国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証**を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外採種地調査等事業

海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における**新たな採種地**の確保に向けた**現地調査、栽培適正試験**等に必要な経費を支援します。

2. 国内採種技術等開発・実証

採種農家の高齢化、人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

① 国内における**新たな採種地**確保に向けた**現地調査、栽培適正試験**

② 効率的な**種子生産・保管技術等の開発・導入**に向けた**実証**

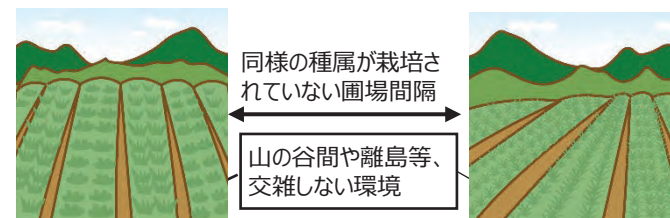
を支援します。

採種地調査

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適正試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目（例）

- ・ 採種地への輸送アクセス
- ・ 栽培インフラ
- ・ 交雑防止の環境
- ・ 栽培・採種技術
- ・ 気候条件
- ・ 人件費、最低受託面積



対象品目

指定野菜：国民消費生活上重要な野菜（キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目）

特定野菜：指定野菜に準ずる重要な野菜（カブ、ゴボウ、ニラ等35品目）

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- ・ 効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- ・ 新規で種子生産に取り組む生産者への研修



適地の少ない国内採種には工夫が必要

<事業の流れ>



世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**新しい農業の姿を生産現場で実装**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。
また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕等

<事業の内容>

1. 新基本法実装・農業構造転換支援事業

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**新しい農業の姿を生産現場で実装**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。
また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

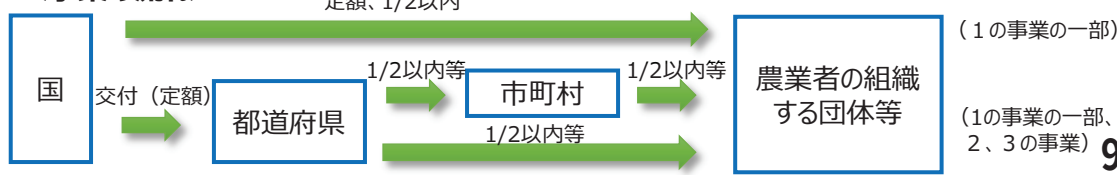
3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
 （3の事業） 新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

【令和7年度予算概算要求額 3,205（45）百万円】

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

- ① スマート農業技術等の検索システムの構築等の取組を支援します。
- ② 産地等の相談に対応する相談窓口の設置や専門家派遣の取組を支援します。
- ③ スマート農業技術を他品目にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

- ① 食品事業者等の需要を起点に最大限の生産性を実現する取組を支援します。
- ② 複数産地連携など機械共用を通じた低廉なサービス提供の取組を支援します。
- ③ ドローン等の多作業・多品目利用に向けた取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けた以下の取組を支援します。

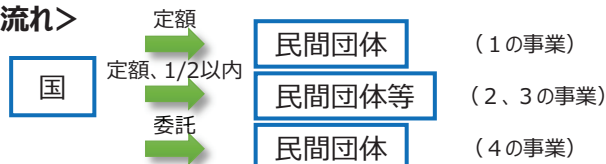
- ① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等
- ② サービスの提供に必要な農業機械の導入

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。
- ③ 事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。

※ 2 及び 3 の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



橋渡し支援



先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援

(取組イメージ)



- ① 食品事業者との連携による加工品生産、鉄コンテナ流通への転換
- ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用
- ③ ドローン等の多作業・多品目利用

立ち上げ支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成
- ② サービス提供に必要な農業機械の導入



土台づくり支援

サービス事業の活用を促進するための事業環境の整備

- ① 「標準サービス」の策定
- ② 「スタートアップガイド」の策定
- ③ サービス事業体のネットワーク構築



生産性向上を通じた農業の持続的な発展を実現

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

米・麦・大豆
野菜・果樹・花き
養蜂
茶・薬用作物
畜産
等

- ・ 戦略作物生産拡大支援
 - ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
 - ・ 果樹農業生産力増強総合対策
 - ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
 - ・ 養蜂等振興強化推進
 - ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
 - ・ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援
- 等

農作業安全
GAP
等

- ・ GAP拡大推進加速化
 - ・ 農作業安全総合対策推進
- 等

農業者等向け事業

- 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

〔品目〕

- ・ 米・麦・大豆
 - ・ 野菜・果樹・花き
 - ・ 養蜂
 - ・ 茶・薬用作物
 - ・ 畜産
- 等

都道府県向け事業

- 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

〔メニュー〕

- ・ 国際水準GAP普及推進
- ・ 持続可能性配慮型畜産推進（アニマルウェルフェア・GAP）

みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和7年度予算概算要求額 3,500（650）百万円】

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査等を行います。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

2,412（381）百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

- ① みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
- ② 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化
- ③ 有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくり及び有機農業を広く県域で指導できる環境整備
- ④ 慣行農業から有機農業への転換促進
- ⑤ 環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
- ⑥ 地域資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築
- ⑦ 地域のバイオマスを活用したバイオマスプラントの導入、バイオ液肥の利用実証
- ⑧ みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入 等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

408（270）百万円

食料システム関係者の行う以下の取組を支援・実施します。

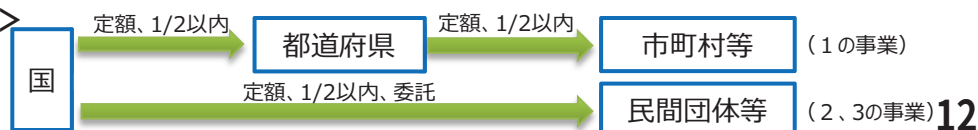
- ① 環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査
- ② 有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大
- ③ 農業分野のプラスチック発生抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討
- ④ 再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣 等

3. 環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計

680（－）百万円

- ① 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② 環境負荷低減の取組を支援する新たな制度の設計に必要な調査の実施

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上や後継者の育成等の地域サポート活動に取り組む場合の支援を充実**します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、**地域サポート活動を担う地域の中核となる者**に対し、**農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

【補助率：1/2（上限1,500万円）】

2. 融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

また、**スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化**の取組について、**優先枠**を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択。なお、1の地域農業構造転換支援タイプについては、地域としての取組を重点的に評価。

令和6年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

○ 完成度の高い地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に**必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現**

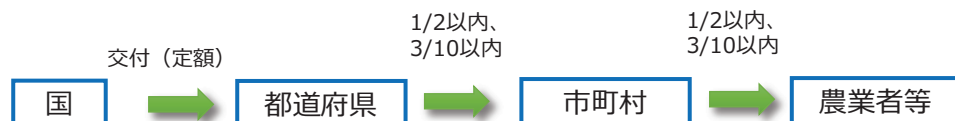
○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、
① 地域計画に掲げられた**農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域**であり、かつ
② 農地の集約率の増加・地域計画実現に向けた手法の妥当性等、**都道府県の実情も踏まえ、必要性が特に認められる地域**を対象とし、

○ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる、後継者や新規就農者の育成を行う等、自らの農業経営にとどまらず**地域計画の実現に貢献し、地域を支えるための地域サポート活動を行う担い手**を支援します。

地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

<事業の流れ>



<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等を支援**するほか、GFPを活用した**伴走支援、輸出人材の育成・確保等を支援**します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

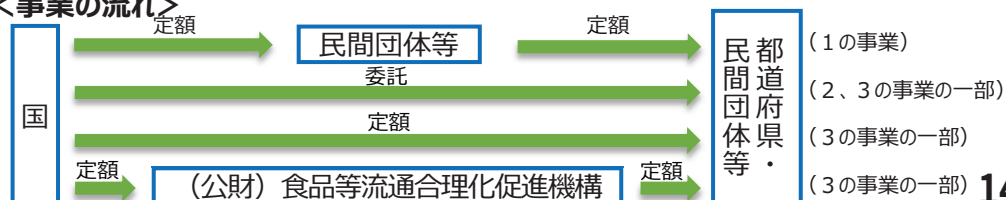
2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**輸出熟度や規模に応じた伴走支援等**を実施するとともに、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成、関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援

生産面や集荷・流通面の転換

(生産面の転換)

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等



(集荷・流通面の転換)

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援



(圃場の視察)

GFP交流イベント



(GFP超会議の様子)

人材育成等



(人材育成・情報発信)

地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

【令和7年度予算概算要求額 310（－）百万円】

<対策のポイント>

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「**地域連携推進支援プラットフォーム**」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する**食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等**を支援します。また、食品企業による**広域的な産地連携**や製造現場の**自動化、資材標準化等**による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）

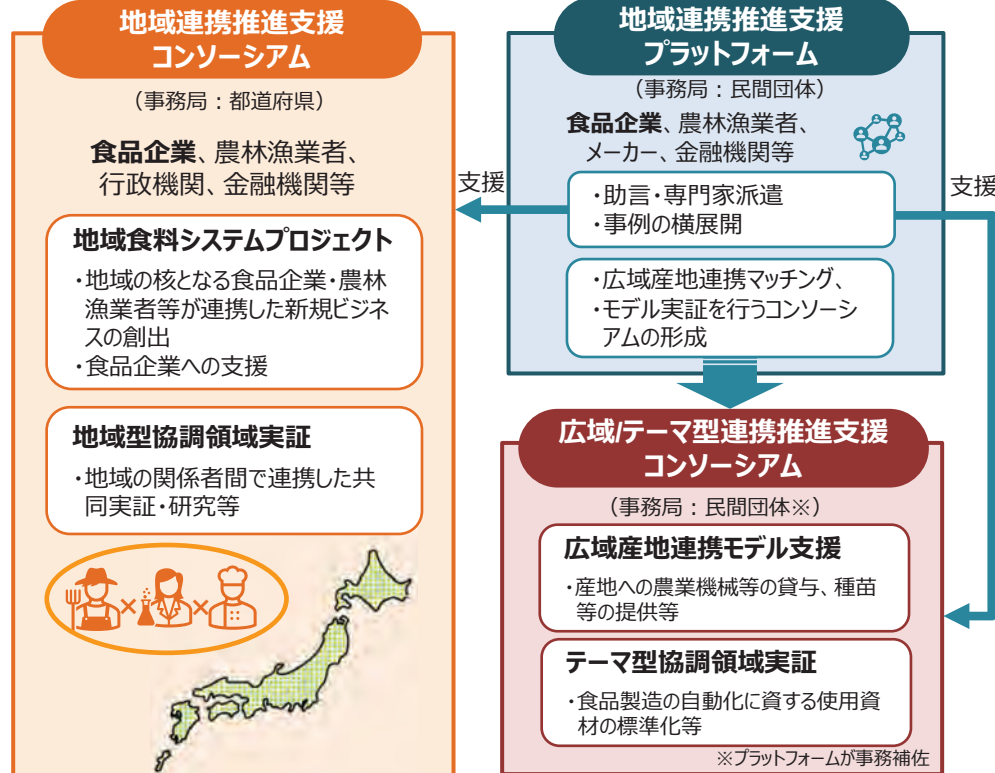
<事業の内容>

<事業イメージ>

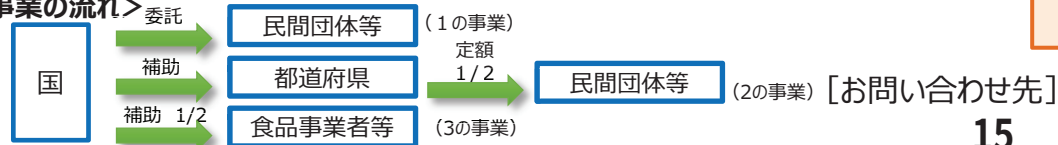
1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 78（－）百万円
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、**広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等**を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援します。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 192（－）百万円
① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、**食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等**を支援します。
② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**を支援します。

3. 広域/テーマ型食品企業等連携促進事業 40（－）百万円
① 広域産地連携モデル支援
プラットフォームでのマッチングを通じ、**食品企業と産地の連携強化**を図り、原材料の安定確保や高付加価値化の**モデル的な取組**を支援します。
② テーマ型協調領域実証
プラットフォームで形成された、**製造現場の自動化、資材標準化等**による業界横断的な**生産性向上の取組**について、横展開や実用化に向けて**モデル的に支援**します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域において就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実、農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

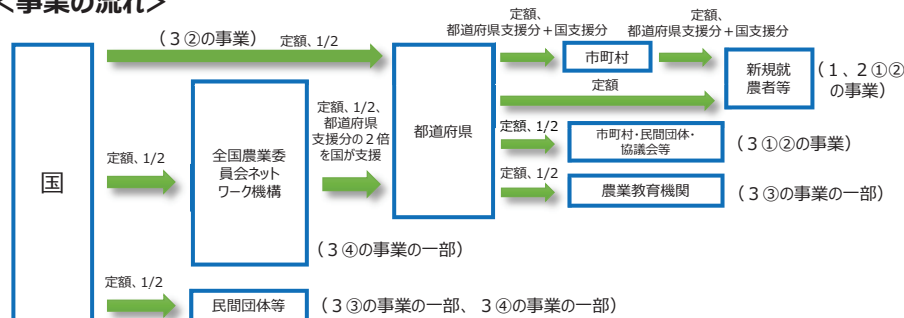
2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① **就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポートできる体制の構築**やこれらの**サポート活動**について支援します。
- ② 地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり、誘致の実践及び研修農場の整備**を支援します。
- ③ 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ④ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① サポート体制構築事業

- ・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築
- ・就農前後における農地、生活、技術面等のトータルサポート活動の実施

③ 農業教育高度化事業

- 農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・先進的な教育・研修モデルの創出 等

② 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動
- ・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・施設の導入、施設整備

④ 農業人材確保推進事業

- 就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和7年度予算概算要求額 916（778）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や生産関連情報の集約・活用体制の整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t
- 豚肉生産量：90万t→92万t
- 鶏肉生産量：160万t→170万t
- 鶏卵生産量：263万t→264万t

<事業の内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 畜産情報活用強化対策

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約・活用する体制を整備する取組等を支援します。

3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、

- ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
- ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組を支援します。

4. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

<事業イメージ>

1. 家畜能力等の向上強化

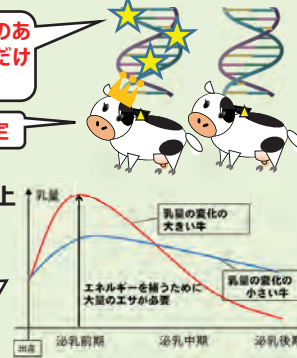
・遺伝子解析技術による評価手法

特定の能力と関連のある塩基配列をどれだけ多く含むか比較

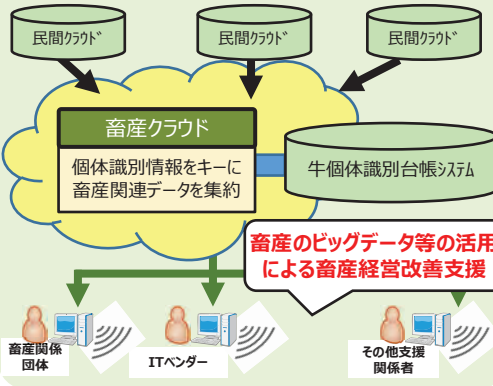
高能力牛と推定

・生涯生産性の向上

濃厚飼料の削減につながる乳量変動の小さい牛へ改良



2. 畜産情報活用強化対策



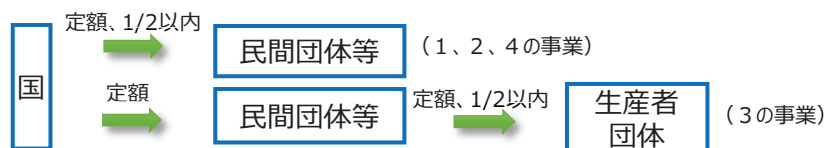
3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進



4. 和子牛の遺伝子型の検査



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（3②を除く事業）畜産局畜産振興課（03-6744-2587）

（3②の事業）食肉鶏卵課（03-3502-5989）

＜対策のポイント＞

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靱化**のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上[令和7年度まで]）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

老朽化した**農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策**等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源活用施設の整備**等を推進します。

1. 農業競争力強化対策

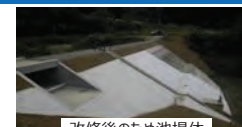
● 農地の大区画化



● 高収益作物・畑作物への転換



2. 農業水利施設の保全、防災・減災対策



3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策

● 情報通信環境の整備（関連事業）

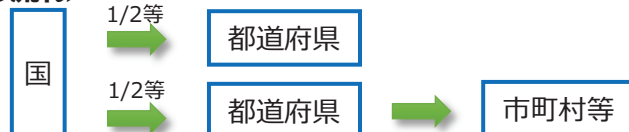
● 農道の整備



● 農業集落排水施設の整備



＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

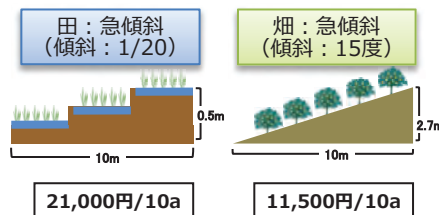
1. 中山間地域等直接支払交付金

29,200（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

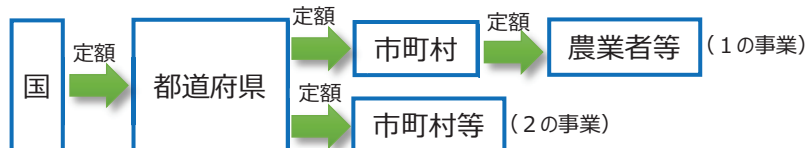
※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※2） （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

<対策のポイント>

研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する**農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化**を図ることによって研究開発等を促進し、人口減少下においても生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制の確立**を目指します。

<事業目標>

産学官連携の強化による研究開発の推進、我が国の優良な植物新品種の開発と研究成果の早期創出

<事業の内容>

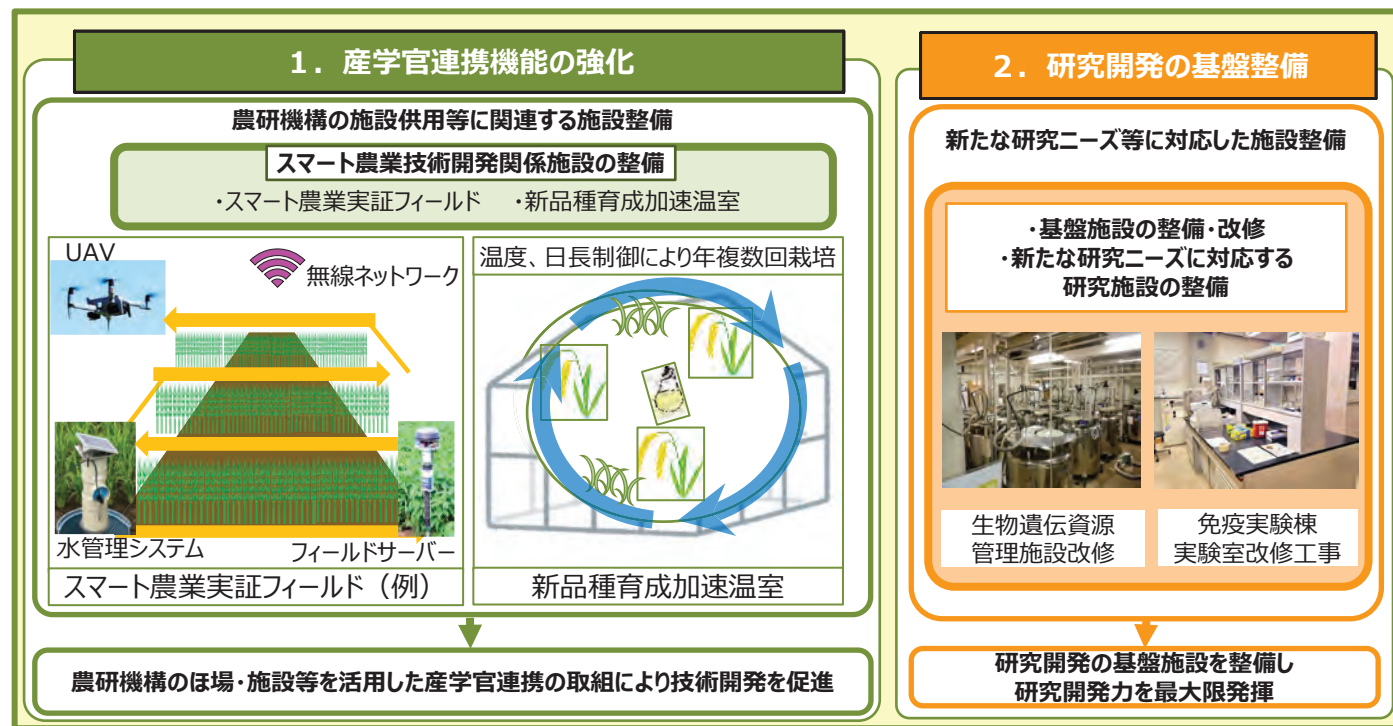
1. 産学官連携機能の強化のための施設の整備

農研機構の有する知見や設備等を産学官が連携して利用するため、**スマート農業技術及び品種開発に関連する施設を整備**します。

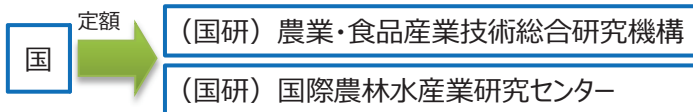
2. 研究開発等の基盤となる施設の整備・改修

新たな研究ニーズ等に対応するため、**基盤となる施設を整備・改修**します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化・規格活用推進事業

【令和7年度予算概算要求額 15（14）百万円】

<対策のポイント>

社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化の議論に積極的・戦略的に関与する取組を実施するとともに、社会的課題への対応に寄与する新たなJAS等の規格の活用・啓発に向けた取組や、これらの分野の新規規格の制定等を推進します。

<事業目標>

- 農林水産・食品分野において我が国が強みを有する技術・取組を国際標準に反映
- JAS規格の制定件数（91件〔2023年〕→100件〔2030年〕）

<事業の内容>

1. 国際標準の議論への積極的・戦略的な関与

- ① 国際標準化機構（ISO）における「スマート農業」に関連する国際標準化の議論の動向を把握し、我が国の強みのある分野における新たなJASの制定やISO提案についての戦略を検討します。
- ② ISOにおける国際標準化の議論に積極的・戦略的に対応するため、ISOに新たに設置されたスマート農業関連の専門委員会等に対応するための国内委員会を設置し、国内体制を整備します。

2. 社会的課題に対応する規格等の活用・普及推進調査事業

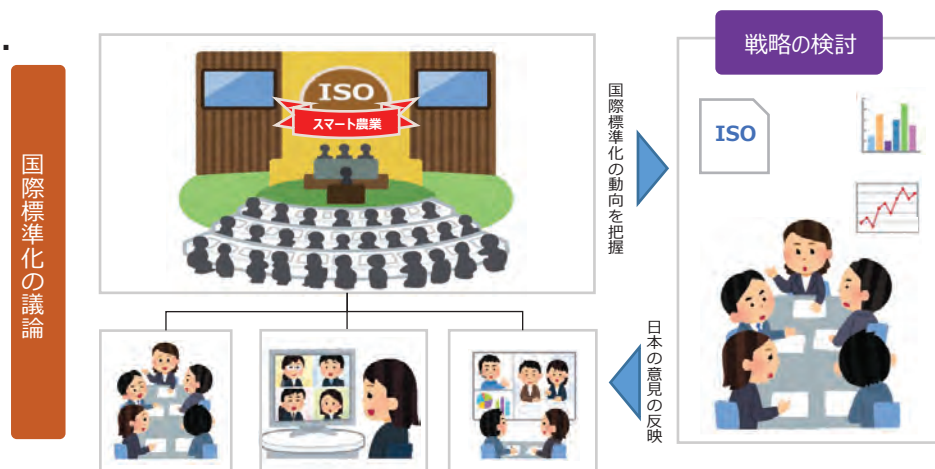
- ① 持続可能な食料システムに貢献するJAS等の規格について、認証製品の取扱いの具体的な意義等について事例収集し、これらの規格の認知度向上・普及のための素材を作成します。
- ② ①の素材を活用したセミナー等を通じて、流通・小売業者等に規格の意義や効果等をPRする取組を行います。あわせて、規格の認証事業者やその製品を取り扱う流通事業者等が、消費者に対しこれらの規格をPRする取組を推進します。
- ③ 生産者・食品事業者を対象として、規格・認証の意義・機能・効果等を理解し、普及できる人材の育成のための研修会を実施します。
- ④ 社会的課題への対応に寄与する新規規格のニーズ・シーズを収集するとともに、それを踏まえた新規規格の制定等の取組を推進します。

<事業の流れ>

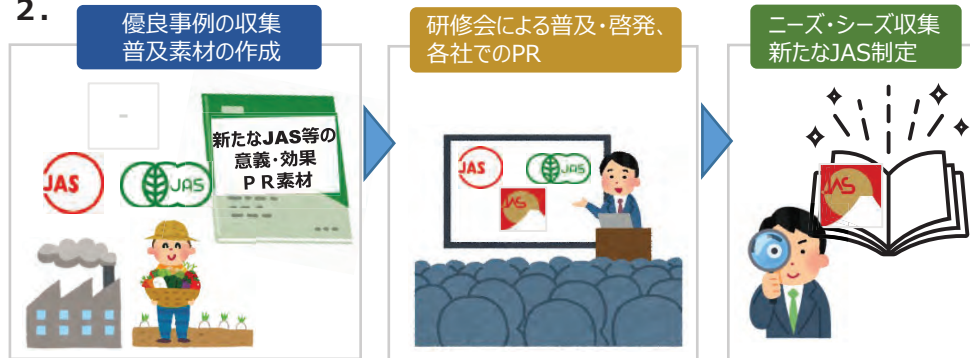


<事業イメージ>

1.



2.



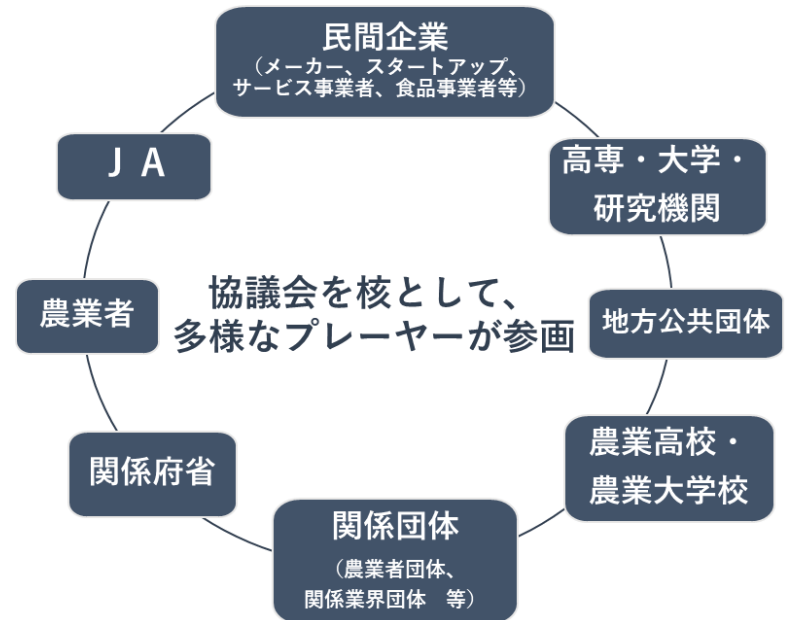
スマート農業技術活用促進協議会（仮称）について

- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の**多様なプレイヤーが協議会に参画**。
- 必要な予算を確保の上、**令和7年度より本格的に活動を開始**。

協議会の役割

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. スマート農業技術等に係る業界横断的な課題に対応するための検討会の実施

協議会構成員



今後のスケジュール

令和6年 9月 準備会合
10月 協議会設立（HP開設、入会募集）